

## 左京区総合庁舎 区民交流スペースの使用に係る変更点について

### 1 変更概要

左京区総合庁舎の管理体制の変更により、令和8年4月から区民交流スペース受付が終了します。

これに合わせて、会議室の利用申請については窓口等予約システムを導入し、オンラインによる申込を開始することにより、利便性向上を図ります。

また、利用休止していた区民交流会議室2を再開します。

### 2 実施予定日

令和8年4月1日

### 3 主な変更内容

| 項目    | 区民交流会議室（2階）                              | 区民ロビー（1階）                             |
|-------|--|---------------------------------------|
| 申請方法  | 予約システム（オンライン）<br>※事前に団体登録が必要             | 窓口（紙の申請書）<br>※提出先は3階庶務担当へ             |
| 受付開始  | 利用日の8週間前 午前9時から                          | 3箇月前の初日 午前9時から                        |
| 受付締切  | 利用日の3開庁日前<br>午後5時まで                      | 利用日の1週間前 午後5時まで                       |
| 受付時間  | 24時間いつでも<br>（ただし、システムの更新などで<br>休止する時がある） | 開庁日の<br>午前9時から正午まで 及び<br>午後1時から午後5時まで |
| 許可の通知 | システムによる予約完了通知<br>（メール）                   | 窓口での受付票交付                             |

#### (1)会議室の利用申請

##### 【申請方法】

書面の提出から、「窓口予約システム」による申請に変更します。（第5条）  
（システム予約の注意点）

- ・1ABとして利用される場合は、両方の会議室の予約が必要です。
- ・従来どおり仮押さえはできません。  
実施日時が決まってからお申し込みください。
- ・システム上では、現状1団体の月の回数制限を設定することができないため、6回以上予約をされた場合は、6回目以降の予約をこちらで取消します。

##### 【受付期間】

利用日の8週間前～3営業日前の午後5時まで  
⇒抽選会は行わずシステムにて先着順で受付

（例）令和8年4月1日（水）午前9時時点で予約可能な日  
4月6日（月）～5月27日（水）

(例) 令和8年6月1日(月)の予約が解禁する日  
4月6日(月)午前9時～

| 4 | 日  | 月  | 火  | 水  | 木      | 金  | 土  | 5 | 日  | 月  | 火  | 水       | 木  | 金  | 土  |
|---|----|----|----|----|--------|----|----|---|----|----|----|---------|----|----|----|
|   |    | 5  | 6  | 7  | ①<br>8 | 9  | 10 |   | 11 |    | 3  | 4       | 5  | 6  | 7  |
|   | 12 | 13 | 14 | 15 | 16     | 17 | 18 |   | 10 | 11 | 12 | 13      | 14 | 15 | 16 |
|   | 19 | 20 | 21 | 22 | 23     | 24 | 25 |   | 17 | 18 | 19 | 20      | 21 | 22 | 23 |
|   | 26 | 27 | 28 | 29 | 30     |    |    |   | 24 | 25 | 26 | ②<br>27 | 28 | 29 | 30 |
|   |    |    |    |    |        |    |    |   | 31 | 1  | 2  | 3       | 4  | 5  | 6  |

## (2)ロビーの利用申請

従来どおり書面(第2号様式)による申請

- ・受付時間: 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
- ・受付場所: 3階 地域力推進室 庶務担当
- ・月の初日の午前9時から午前9時30分までに申請された場合は抽選

## (3)団体登録制の導入(第4条)

- ・会議室の予約ページはパスワードが必要です。

利用を予定している方は、事前に「使用団体登録申請書」の提出をしてください。左京区役所が登録を承認した「登録団体」へ、パスワードをお知らせします。

なお2年以上利用実績がない場合は再登録が必要です。

## (4)使用日等の変更(第3条)

- ・年末年始(12月29日～1月3日)の前後に土日が連続する場合は、その期間も含めて利用できません。

## (5)管理上の変更点

- ・鍵は常時開錠していますので、予約している時間にご入退室ください。(使用前及び終了後は3階の地域力推進室 庶務担当にお声掛けください)  
※平日の夜間及び土日休日については宿直室にお声掛けください。
- ・1ABのパーティションは閉めています。  
1ABとして利用される団体は、パーティションの開閉をご自身で利用時間内に行ってください。
- ・マイク、音響等の設備は会議室に常設しますので、使用された場合は元の位置に必ず戻しておいてください。  
※部屋の外に持ち出したり、持ち帰ったりしないでください。  
※土日祝日は音響等の使用方法を確認する手段がないため、あらかじめ確認をしておいてください。
- ・案内板は廃止しますが、扉の前にご自身で掲示することは可能とします。  
※用紙サイズA3まで、記載内容は団体名のみとします。